

# 平成26年度 富山市借上市営住宅制度の概要

## 制度の趣旨

### ○公民連携による市営住宅の供給

- 平成18年度に策定した「富山市公営住宅等整備計画」に基づき民間事業者等が建設した賃貸住宅を、市が公営住宅として借上げ、所得が少ない方で、かつ住宅に困窮している方に低廉な家賃で提供します。

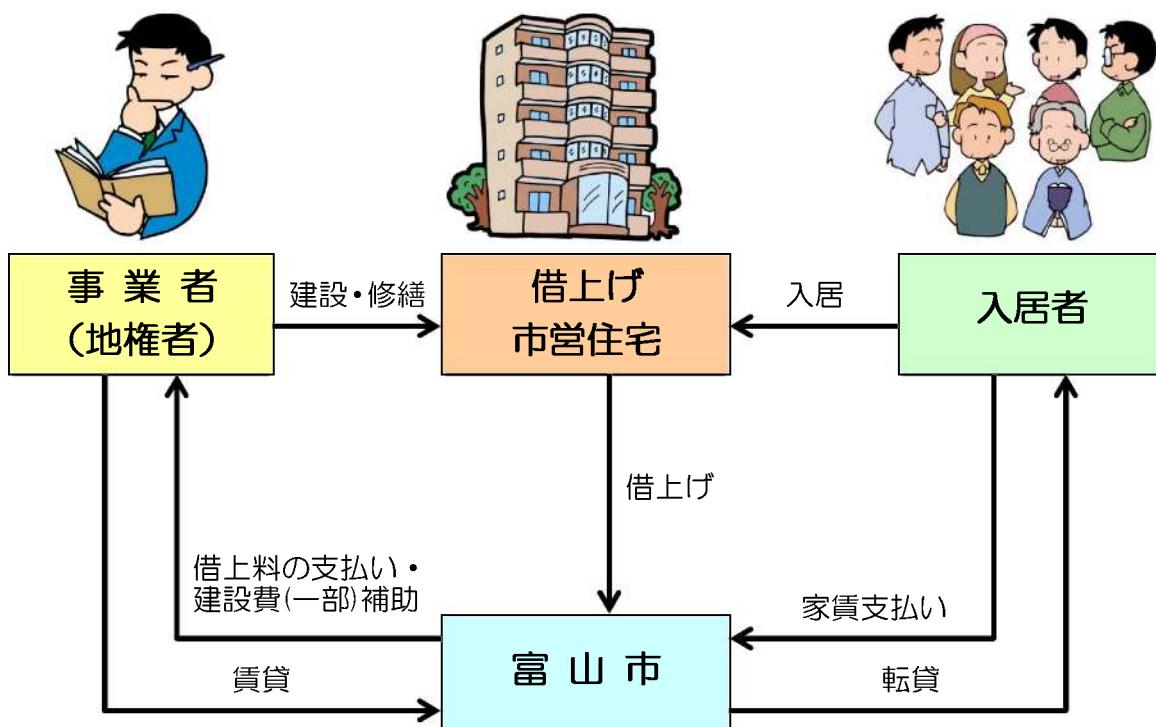
### ○コンパクトなまちづくりへの寄与

- 「まちなか居住推進地区」及び「公共交通沿線居住推進地区」において市営住宅の供給を図ることにより、コンパクトなまちづくりに寄与します。

## 制度の仕組み

### ○事業者が建設し、市が一括して借上げ、入居者へ転貸

- 公募により選定された事業者（地権者）が建設した住宅を、富山市が、一括して20年間借上げ、市営住宅として入居者へ転貸します。
- 事業者には、借上料と建設費の一部補助が支払われます。借上げ期間が終了したときは、公営住宅法に基づき入居者が別の住宅へ退去し、建物を事業者へ返還します。



# 富山市借上市営住宅の選定基準

## ○事業者の選定

- ・公募により、事業者が事業計画書や事業収支計画表等を作成・提出し、市において事業者の選定を行います。

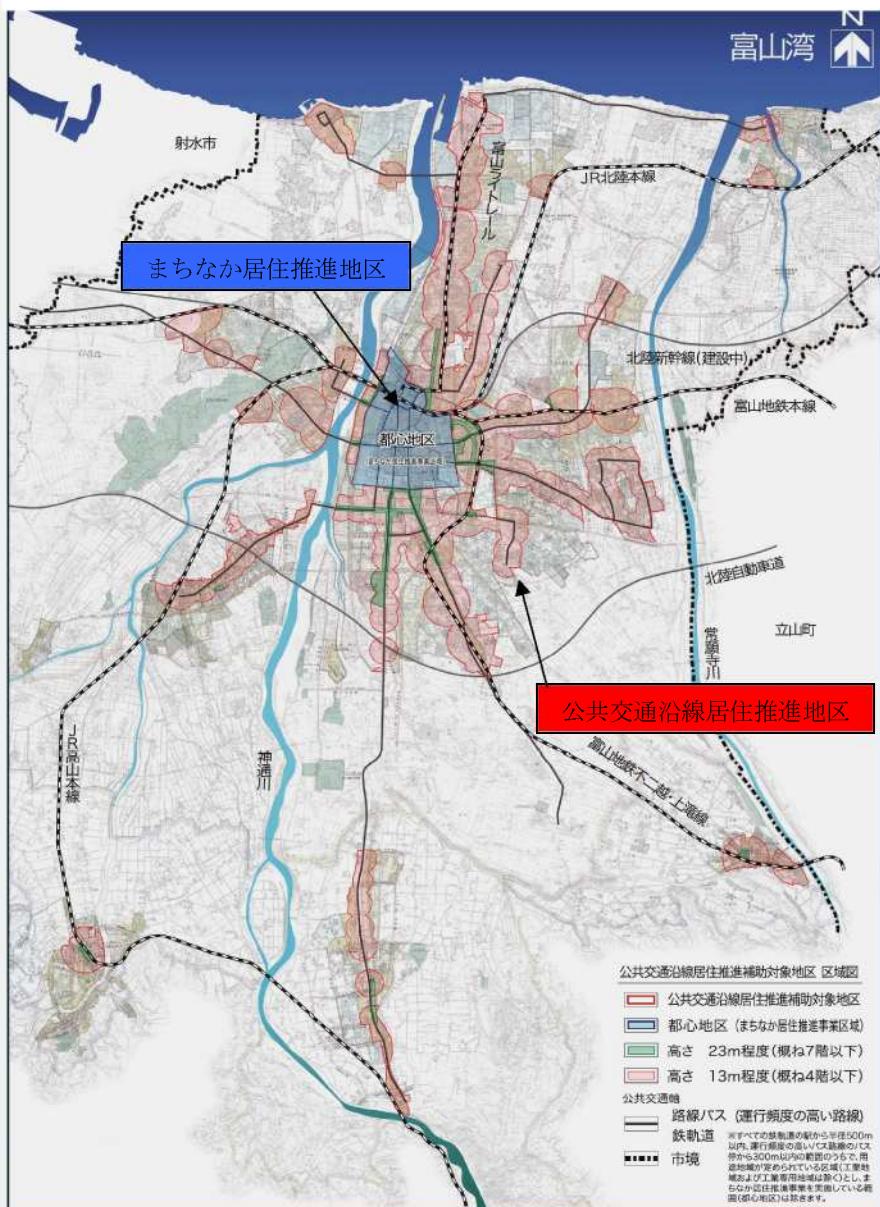
## ○対象地域は「まちなか居住推進地区」と「公共交通沿線居住推進地区」

- ・富山市都市マスターplanの「まちなか居住推進地区」又は「公共交通沿線居住推進地区」に指定された地域を対象とします。(下図参照)

## ○新築の専用共同住宅を一括借上げ

- ・新築の専用共同住宅を借上げます(店舗・事務所等や市営住宅以外の住宅の併存は不可)

富山市借上市営住宅制度の対象地域



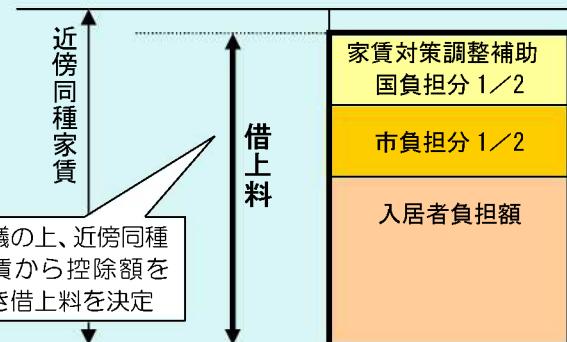
# 借上料の決定方法

## ○近傍同種家賃<sup>(注)</sup>から一定額を控除する

- ・借上料は、公営住宅法に基づき算定される近傍同種家賃の額から経常修繕分、管理事務費、空家等引当金を控除した額について協議し決定した額とします。

## ○空き家が生じても支払う

- ・専用共同住宅を一括して借上げるため、借上料は、空き家が生じた場合でも事業者へ支払います。



(注) 近傍同種家賃（公営住宅法施行令第3条）

近傍同種家賃は、民間賃貸住宅の家賃とほぼ同程度になるように国が定めたもの。

= {基礎価格×利回り+償却額+修繕費+管理事務費+損害保険料+公課+空家等引当金} / 12

近 傍 同 種 家 賃	基礎価格×利回り	→ 建物：{推定再建築費 - (年平均減価額×経過年数)} × 3%
	償却額	土地：{固定資産税評価額相当額 × 戸あたり敷地面積} × 1%
	修繕費	→ (近傍同種の住宅の建設費 - 残存価額) ÷ 耐用年数
	管理事務費	→ 推定再建築費×修繕費の率
	損害保険料	→ 推定再建築費×管理事務費の率
	公課	→ 推定再建築費×損害保険料の率
	空家等引当金	→ 土地・建物の固定資産税（税率 1.4%）、都市計画税（税率 0.25%） (税制上の特例を適用した後の税額)
		→ 上記費用の合計の 2% (一律)

# 事業者のメリット

## ○安定した収入の確保

- ・借上料は、借上げ期間を通して、空室等に関係なく支払われるため、安定した収入が得られます。

## ○建設費の一部補助

- ・住宅の建設に際し、住宅共用部分整備費、共同施設整備費、高齢者向け施設整備費について、国・市から最大2/3の補助が受けられます。

## ○管理運営に関する負担軽減

- ・市営住宅としての入居者募集・家賃徴収等の管理運営業務は市が行うため、事業者の負担が軽減されます。

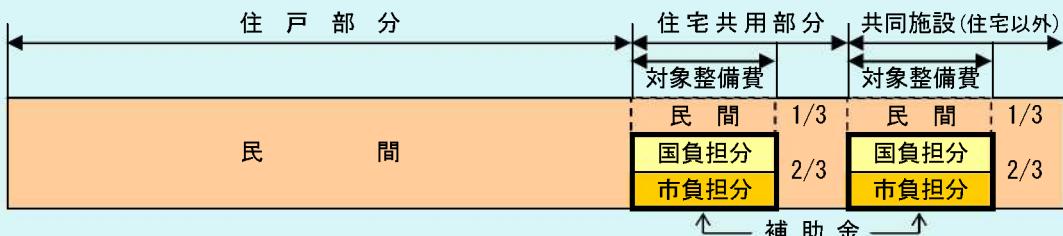
## ○終了後の建物の活用

- ・借上げ期間の終了後、建物が現状有姿（居室内経常修繕後）で返還されるため、引き続き賃貸住宅等として活用することも可能です。

# 建設費に対する補助金

## ○住宅共用部分整備費等の一部を補助

- ・建設費のうち、住宅共用部分整備費（廊下、階段、エレベーターなど建物の共用部分）、共同施設整備費（屋外通路、広場などの共用施設）の一部について、対象整備費の合計の2／3を上限に補助します。



## 整備基準および維持管理の分担

### ○「富山市借上市営住宅整備基準」に沿って建設

- ・対象となる住宅は、公営住宅法、富山市営住宅条例、公営住宅等整備基準の技術的助言のほか、「富山市借上市営住宅整備基準」に沿って建設してください。

#### 【「富山市借上市営住宅整備基準」の主な内容】

- ① 敷 地      • 幅員6m以上の道路に6m以上接すること。
- ② 構 造      • 耐火建築物又は準耐火建築物。ただし、延焼のおそれのある部分がない長屋建て形式はこの限りではない。
- ③ 住戸形式    • DK タイプの共同住宅  
      (1DK は 40 m<sup>2</sup>程度、2DK は 55 m<sup>2</sup>程度、3DK は 70 m<sup>2</sup>程度)
- ④ 建物高さ    • まちなか居住環境指針、公共交通沿線居住環境指針の高さ指針に従う。
- ⑤ 住宅性能表示    • 登録住宅性能評価機関による住宅性能評価書を提出。
- ⑥ 駐車施設    • 住戸数の 100%以上の台数分を確保。ただし、駐車場は借上げ対象外。

### ○維持修繕は、事業者と入居者が分担

- ・事業者は、建物本体、設備、共用部分、共同施設の経年劣化及び通常損耗の修繕、法定点検、地震・風水害等による建物修繕等を行います。
- ・入居者は、住戸内と共用部分の軽微な維持修繕、及び退去に伴う経常修繕を行います。

### ○入居者の募集・選定、家賃徴収等は、市が行う

- ・入居者の募集・選定、家賃徴収等は、従来の市営住宅と同様に市が行います。



お問い合わせ先 富山市 建設部 市営住宅課

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

電話：076-443-2098 FAX：076-443-2188

